平成２４年（フ）第７１号
岐阜市正木422番地
債務者　西川　忠義
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７４号
岐阜県各務原市三井北町２丁目211番地　グリーンハイツ那加303号
債務者　中村　道幸
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７６号
岐阜市薮田南４丁目６番25号　サンシティ井上Ⅰ　203号室
債務者　榊原　亜美（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第８１号
岐阜県各務原市鵜沼東町６丁目87番地１　ＨＯＳＨＩＹＡ102
債務者　水谷　雅博
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４９６号
名古屋市西区中小田井４丁目139番地の２、住民票上の住所名古屋市西区中小田井４丁目241番地
債務者　炭倉　千春
1　決定年月日時　平成24年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９９号
広島市安芸区中野東１丁目10番７―102号Ａ
債務者　平本　雅展
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３号
福岡県久留米市三潴町西牟田4424番地４　森山アパート、前住所福岡県久留米市三潴町玉満2591番地１　小川アパート201号
債務者　近藤　亜以（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１１８号
鹿児島県鹿児島市郡元町６番16―205号
債務者　小野原　学
1　決定年月日時　平成24年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４１号
北海道小樽市長橋５丁目35番６号
債務者　菅原留美子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１１号
秋田県大館市字中町40番地
債務者　丸谷　智子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２４年（フ）第５６号
長野県松本市沢村２丁目２番32号　南102号
債務者　岡田　義治
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第６４号
長野県安曇野市三郷明盛4865番地１
債務者　西川　直子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第２５号
岐阜県可児市土田5064番地エジールみついけ205
債務者　平下　大貴
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第３０１号
京都府宇治市宇治弐番61番地の17
債務者　古市　義則
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３２９号
京都府宇治市小倉町春日森63番地　ルミエール春日森102号
債務者　茂田　　實
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５号
奈良市あやめ池南１丁目３番19号
債務者　藤本　晶子
1　決定年月日時　平成24年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１１８号
鳥取県境港市夕日ケ丘１丁目28番地エレガントヴィラⅢ201号
債務者　乙加　祥雄
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部